

サポートハウスごらく運営規程

共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(事業の目的)

第1条 有限会社サポートハウスが開設するサポートハウスごらく(以下「事業所」という。)が行う共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者(以下「介護従業者等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の介護従事者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の提供にあたっては、事業所の計画作成担当者等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 サポートハウスごらく ② 所在地 名古屋市名東区極楽2丁目232番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者1名以上(常勤) 管理者は、事業所の介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者2名以上 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

③ 介護従事者13名以上 介護従事者等は、事業の提供を行う。

(営業日、営業時間及びサービスの提供場所)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

② サービス提供時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。利用時間の延長はその都度相談の上受け付けを行う。

③ サービスの提供場所 第3条に規定する事業所1階の共同生活住居の居間兼食堂とする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

3名

(事業内容及び利用料等)

第7条 第1項 事業の内容は次のとおりとする。

① 食事の提供 ② 入浴(一般浴) ③ 日常生活動作の機能訓練 ④ 健康チェック ⑤ 送迎 ⑥ アクティビティ(介護予防)

第2項 ① 共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

② 食事は、1食につき510円を徴収する。

③ おむつ代は、1枚につき210円 尿取りパットは、105円を徴収する。

④ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

⑤ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護従事者等は、事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市名東区の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 管理者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 第1項 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

第2項 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3項 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

第4項 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内 ② 継続研修 年1回

2 介護従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 介護従業者等であったときに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サポートハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。この規程は、平成27年4月1日から施行する。この規程は、平成30年8月1日から施行する。この規程は、令和1年10月1日から施行する。この規程は、令和2年1月21日から施行する。この規程は、令和6年11月1日から施行する。